（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第二十五条第三項、第四十二条第二項、第五十三条第二項及び第七十条第四項の規定の適用については、同令第二十五条第三項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第四十二条第二項、第五十三条第二項及び第七十条第四項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十二条第三項の規定の適用については、「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。）以外のものについて」とあるのは「について」とする。

（国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則第五十二条第三項及び第五十七条第三項の規定の適用については、同令第五十二条第三項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第五十七条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

（沖縄振興特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令第四条第三項及び第九条第三項の規定の適用については、同令第四条第三項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第九条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

（福島復興再生特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の福島復興再生特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令第四条第三項及び第九条第三項の規定の適用については、同令第四条第三項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第九条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

（国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の国土交通省関係奄美群島振興開発特別法施行規則第五条第三項及び第十条第三項の規定の適用については、同令第五条第三項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第十条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

（小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則第九条第三項及び第十四条第三項の規定の適用については、同令第九条第三項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第十四条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

（国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則第四条第三項及び第九条第三項の規定の適用については、同令第四条第三項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。第九条第三項において同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第九条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。